

- トピックス I. インドネシアの外国人雇用に関する新規制
- 最新規制の事実上の一部撤廃 -
- II. 台湾におけるリニエンシー制度について
- III. ベトナム労働法制 - 近時の改正・実務上の諸問題 -
- コラム シンガポール新会社法(連載第4回):株式①

2015年
11月号

I. インドネシアの外国人雇用に関する新規制 - 最新規制の事実上の一部撤廃 -

執筆者: 町田憲昭、吉本智郎、I kang Dharyanto

1. 初めに

2015年10月23日、インドネシア労働移住省大臣(Minister of Manpower and Transmigration)は、新たに労働移住大臣規則35号(以下「大臣規則35号」といいます。)を発令しました。大臣規則35号は、わずか約4ヶ月前に発令された2015年6月29日付の「外国人労働者活用の手続に関する労働移住大臣規則16号」(以下「大臣規則16号」といいます。)¹に関して、実業界の懸念に応じて内容を修正し、外国人雇用政策に新たな変更を加えるものです。

2. 前回の大臣規則16号について

大臣規則16号は、特に以下の点において、インドネシアにおける外国人労働者雇用の実務に重大な支障を及ぼしかねないものとして、企業や投資家の間で大きな関心事となっていました。

- ① 外国人労働者雇用者に対し、インドネシア国外に居住する外国人の取締役又はコミサリス等についても、外国人雇用計画書(Foreign Manpower Utilization Plan : RPTKA)を保持し、外国人雇用許可(Permit to Employ Foreign Manpower : IMTA)を取得すべきことを定めたこと
- ② 1人の外国人労働者を雇用する外国人労働者雇用者は、当該1名に対し、インドネシア人労働者を少なくとも10名以上雇用しなければならないと明記したこと²



【ジャワ東部のプロモ山】

¹ 同規則については、西村あさひ法律事務所アジアニューズレター2015年8月臨時号「インドネシアの外国人雇用に関する新規制」をご参照下さい。

² 従前は、不文のポリシーとして、外国人労働者1名に対して、インドネシア人3名乃至4名程度の比率が求められていると理解されていました。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

大臣規則 35 号は、こういった大臣規則 16 号に対する実業界の懸念に応えるものとなっています。

3. 具体的修正内容

大臣規則 35 号は、前記①、②の 2 つの政策を修正する点に大きな特徴があります。すなわち、

- (a) 外国人労働者雇用者は、インドネシア国外に居住する外国人の取締役又はコミサリス等についても、外国人雇用計画書を保持したり、外国人就労許可を取得する必要はないと修正されました。
- (b) 外国人労働者に対するインドネシア人労働者の 1:10 の比率を規定する条文は削除されました。この結果、従前の不文のポリシーとして理解されていた 1:3 乃至 4 程度の比率が今後も適用されることになると考えられます。

さらに、以下の点においても、前回の大臣規則 16 号の内容を事実上撤廃するものとなっています。

- (c) 外国人雇用計画書の保持及び外国人雇用許可が必要とされる一時的業務の範囲が、大臣規則 16 号において規定された 8 項目³から以下の 3 項目に縮小され、さらに下記(ii)号については、ももとの内容に期間に関する条件が付されました。
 - (i) 管轄当局の許可を得た商業目的でのフィルム製作
 - (ii) 1 ヶ月を超える期間での、インドネシアに所在する支社の監査、品質管理又は検査の実施
 - (iii) 機械・電気の据付、販売後のアフターサービス又は試験販売中の製品に関連する業務
 大臣規則 16 号では、講演の実施、インドネシアにある本社又は駐在員事務所との会議への参加といった事項についても本項目に列挙されていたため、講演や会議の目的のために入国する際にも外国人雇用計画書の保持及び外国人雇用許可が必要とされる可能性があるものと解され、実業界の懸念を招いていましたが、これらは今回撤廃されたこととなります。

その他、以下のような点も修正されています。

- (d) 新たに、インドネシア国内企業(Perusahaan Penanaman Modal Dalam Negeri : PMDN)に対し、外国人をコミサリスとして雇用することを禁止する条項が追加されました。
- (e) 外国人労働者雇用補償金(Dana Kompensasi Penggunaan Tenaga Kerja Asing : DKP TKA)について、米ドルからインドネシア・ルピアへの換金が不要となりました。これは、大臣規則 16 号において、外国人労働者雇用補償金については新たにインドネシア・ルピアでの支払いが求められるようになっていたところ、当該規制を撤廃するものです。
- (f) なお、大臣規則 35 号の発行前に雇用者が労働移住省に支払った大臣規則 16 号に基づく外国人雇用許可の申請のための外国人労働者雇用補償金は一切返金されないことが明記されています。

4. 終わりに

今回の大臣規則 35 号による大臣規則 16 号の修正は、国際商業会議所(International Chamber of Commerce)等によるロビイング活動を受けて実現されたものであるといわれています。わずか 4 ヶ月での規制の事実上の撤廃は、インドネシアの規制法令の不安定さを露呈する結果となるとともに、一方で柔軟性をも表すものであり、外国投資家としては歓迎すべきものと考えられます。外国人労働者の管理及び活用はインドネシア政府にとって重要なテーマの一つであることは変わりませんので、引き続き、油

³ 従前の 8 項目は以下のとおりであり、このうち、a、c、d、f 及び g は、大臣規則 35 号において削除されています。

- a. 製品品質とデザインの向上に向けた革新的産業技術の実施及び開発、並びにインドネシア製品及びサービスの海外での販売協力のためのガイダンス、カウンセリング及びトレーニングの提供
- b. 管轄当局の許可を得た商業目的でのフィルム製作
- c. 講演の実施
- d. インドネシアにある本社又は駐在員事務所との会議への参加
- e. インドネシアにある支社の監査、品質管理又は検査の実施
- f. 外国人労働者の試用
- g. 単発の業務
- h. 機械・電気の据付、販売後のアフターサービス又は試験販売中の製品に関連する業務

断なく規制の動向を注視していく必要があるものと思われます。



まちだ のりあき
町田 憲昭

西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所* 弁護士
n_machida@jurists.co.jp

*提携事務所

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手がける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業との合併、現地企業の買収、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。インドネシアの Rosetini & Partners に出向中。



よしもと ともろう
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
t_yoshimoto@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2014 年 4 月よりシンガポール事務所へ赴任。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心とした東南アジア諸国の M&A、JV、国際商事案件一般、一般企業法務に多く携わり、また、同地域の紛争案件も担当。



イカング ダーヤント
Ikang Dharyanto

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリン・アトニー
ikang.dharyanto@juristoverseas.com

2010 年インドネシア弁護士登録。ジャカルタの Hadiputranto Hadinoto & Partners 法律事務所及び PT Grand Indonesia を経て西村あさひ法律事務所シンガポール事務所勤務。インドネシアにおける外国企業の投資、ジョイントベンチャー、M&A、会社法全般、危機管理等を専門とする。

II. 台湾におけるリニエンシー制度について

執筆者：孫櫻情

本稿では、近時のカルテル等に対する取締規制の強化を背景に、改めて注目の集まっている台湾におけるリニエンシー制度 (Leniency Policy) の概要について説明します。

1. 台湾におけるカルテル摘発リスクの高まり

台湾では、2015 年 2 月の公平交易法(日本の独占禁止法及び不正競争防止法に相当。以下「公平法」といいます。)の改正⁴により、カルテル⁵等の公平法違反行為に関する制裁金(過料)の引き上げ⁶、処罰対象者の範囲の拡大、除斥期間の延長⁷、公平法の執行機関に当たる公平交易委員会⁸(日本の公正取引委員会に相当。以下「公平会」といいます。)による調査権限の強化、

⁴ 公平法が 1992 年に施行されて以来、初めての全面的な法改正に当たります。

⁵ 2015 年 2 月改正後の現行の公平法によれば、カルテル行為(中文では「聯合行為」と表記されます。)については、「競争関係を有する同一の生産販売段階にある事業者が、契約、協定又はその他の方式による合意により、商品又は役務に係る価格、数量、技術、製品、設備、取引の相手方、取引地域又は事業活動を相互に拘束するその他の行為について共同で決定し、生産、商品取引又は役務の需給に係る市場機能に影響を与え得るものを指す。」「(同法 14 条 1 項と定義されています。また、かかるカルテル行為は、公平法 15 条により、例外的に主管機関による事前の許可を得た場合を除き、原則として禁止されています。

⁶ 公平法 15 条のカルテル禁止規定に違反した事業者に対しては、同法 40 条の規定に基づく行政処分として、違反行為の停止・是正命令とともに、以下の制裁金(過料)が課され得ることになります。

①公平法 40 条 1 項前段に基づく 10 万新台湾ドル以上 5,000 万新台湾ドル以下の制裁金(2015 年 2 月の法改正により、上限及び下限とも、従前の倍額に引き上げられました。)

②主管機関により付与された期限内に事業者が停止・是正命令に従わず、又は必要な正措置を講じない場合になされる、期限の延長を伴う再度の停止・是正命令 1 回ごとに課され得る、公平法 40 条 1 項後段に基づく 20 万新台湾ドル以上 1 億新台湾ドル以下の制裁金(2015 年 2 月の法改正により、上限及び下限とも、従前の倍額に引き上げられました。)

③主管機関が、事業者による違反行為の情状が重大であると認定した場合に課され得る、公平法 40 条 2 項に基づく、当該事業者の前会計年度の売上高の 10%に相当する金額を超えない範囲での制裁金(なお、この場合、公平法 40 条 1 項に基づく制裁金額の制限は受けません。)

⁷ 行政罰法に基づく従前の 3 年から、新設された公平法 41 条の規定に基づく 5 年に延長されました。

⁸ 行政院(日本の内閣に相当)の下に設置された独立行政委員会に当たります。

及びカルテルに係る合意の推定規定の新設⁹等がはかられました。これを受け、今後、台湾におけるカルテル摘発リスクがより高まることが予想されます。

2. 台湾におけるリニエンシー制度

他方、違法なカルテル行為に関与した場合でも自主申告することにより制裁金の減免を受け得る、所謂リニエンシー制度については、台湾では 2011 年 11 月の公平法の改正により導入されました。前述した 2015 年 2 月改正後の現行の公平法の下では、同法 35 条が同制度の根拠条文として位置づけられます。その上で、制裁金の減免の適用を受けるための要件、減免に係る判断処理基準、違法行為についての証拠の提出方法、申請者の身分に係る秘密の保持、及び制度実施上の各事項に係るその他細則については、公平法による授權を受け公平会が定めた「カルテル禁止規定違反事件に関する制裁金の減免に係る実施弁法」¹⁰(以下「リニエンシー実施弁法」といいます。)において、より具体的な規定が設けられています。

それによれば、制裁金の減免を受け得るための資格要件(申請時期及び順位)¹¹並びに減免率は、以下の表のとおりとなります。

資格要件(申請時期及び順位)	減免率
公平会による調査開始前 第 1 位	100%(全額免除)
公平会による調査開始後 第 1 位	30~50%
公平会による調査開始後 第 2 位	20~30%
公平会による調査開始後 第 3 位	10~20%
公平会による調査開始後 第 4 位	10%以下

なお、同一事件につき制裁金の減免を受け得る事業者の数は、公平会による調査開始前と開始後を合わせて最大で 5 社まで(調査開始後については最大で 4 社まで)とされています。また、この点とも関連し、制裁金の減免に係る申請については、優先順位の留保制度が認められています。すなわち、リニエンシーの申請を行おうとする際に、公平法及びリニエンシー実施弁法等の規定により本来公平会に提出すべき資料及び証拠についてその全てが申請者の手許に揃っていない場合であっても、さしあたり申請者にて書面又は口頭により所定の事項の説明を公平会に対してなし得るときは、公平会が指定する期限内に上記規定に適合する資料及び証拠を提出することを約して、申請に係る優先順位の留保を受けることが可能です¹²。



【日本統治時代に日本人の設計により建設され、現在台湾における重要文化財にも指定されている、総統府の建物】

3. 台湾におけるリニエンシー制度の適用状況

台湾では、リニエンシー制度が導入されてから 1 年に満たない 2012 年 9 月に、同制度が初めて適用された上で外国企業も処分の対象とされた初の国際カルテル事件に当たる、「CD-ROMドライブ共謀入札事件」に係る処分例の存在が公表されました¹³。

⁹ 「カルテルに係る合意については、市場の状況、商品又は役務の特性、コスト及び利益の考慮、事業行為の経済的合理性等の、相当性を有する根拠要素に基づき、これを推定することができる。」旨を定めた規定(公平法 14 条 3 項)が新たに設けられました。これにより、これまででは実務上、公平会にとって立証のハードルが高いとされてきた「カルテルに係る合意」について、今後は直接的・明示的な証拠の有無にかかわらず、「相当性を有する根拠要素」たる間接的な事実や証拠に基づき認定がなされ得ることになるため、公平会によるカルテル摘発の積極化に繋がる事情として、特に注意が必要であると考えられます。

¹⁰ 中文では、「聯合行為違法案件免除或減輕罰鍰實施辦法」と表記されます。

¹¹ なお、実際に制裁金の減免を受けるためには、違反行為を停止するとともに、調査への協力を含む公平会による要請事項を履行することもまた必要とされます。

¹² 但し、かかる優先順位の留保については、上記期限内に公平会に対して不足する資料及び証拠の追加提出がなされなければ失効することとなりますので、注意が必要です。

¹³ 当該事件の処分例では、カルテルに関与したとされる 5 社のうち 4 社に対して、合計 5,400 万新台湾ドルの制裁金の支払等が命じられた一方で、リニエンシーの申請を行い、公平会による調査に協力した残る 1 社については、制裁金の支払が全額免除されました。但し、事件に係る行政処分書は未公開のままであり、具体的な制度の適用内容についてはまでは明らかにされておられません。

もともと、リエンシー実施弁法において申請者の身分の秘密保持に係る規定が置かれているためか、その後公平会ではリエンシー制度の適用事例を特に公表していないため、台湾における実際のリエンシー制度に係る申請数や、その適用の存否の詳細については、明らかではありません。

4. 終わりに

社内調査等により自社がカルテル行為に関与している事実や証拠を把握したにもかかわらず、リエンシーの申請を行わなかった場合、他社に申請を先行されるとリエンシー制度の恩恵を受けることができないまま当局から多大な制裁金を課され得るほか、自社に多大な損失を与えたとして株主代表訴訟を提起される可能性も、一般論として指摘することができます¹⁴。

前記のとおり、台湾においてもリエンシー制度は採用されており、且つ冒頭に述べたとおり、直近の公平法の改正を受け、今後台湾におけるカルテル摘発リスクが高まりつつある状況に鑑みれば、台湾当局(公平会)に対するリエンシーの申請についても、業務戦略及びコンプライアンスの双方の観点から、視野に入れておかれることをお勧めいたします。



そん いんちえん
孫 櫻情

西村あさひ法律事務所 外国法パートナー*

i_sun@jurists.co.jp

*外国法共同事業を営むものではありません。

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003年～2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、及び知財争訟などを中心に、日台間の幅広い涉外案件に従事。

Ⅲ. ベトナム労働法制 - 近時の改正・実務上の諸問題 -

執筆者: 大矢和秀

今回は、本年 1 月以降発出されている労働法(法律 10/2012/QH13)の下位規則と実務上の諸問題について、ポイントを解説させていただきます。

1. 政令 05/2015/ND-CP

今年 1 月 12 日に公布され、3 月 1 日から施行されています。給与、労働規律、労働協約等の様々なトピックについて幅広く定めている労働法の施行令ですが、以下、実務上特に留意しておきたい項目をご紹介します。

(労働契約等の記載事項)

本政令では、労働契約、就業規則及び労働協約で定めるべき事項の詳細が規定されております。また労働契約のフォーム等の見直しを行われていない場合には、本政令で記載が求められている事項が網羅されているかご確認されることをお勧めいたします。また、本政令第 38.1 条では、本政令の施行前に締結・作成されている労働契約、就業規則及び労働協約についても見直しを行い、修正・補足を行い、本政令を遵守しなければならないとされている点にも留意が必要です。

¹⁴ 但し、リエンシーの申請を行った場合、行政処分としての制裁金(過料)は減免され得るものの、自社が行った違法行為に係る民事上の責任や、行為者個人の刑事上の責任まで免除されるわけではありません。よって、続いて提起され得る国内外の民事訴訟及び刑事訴訟の対応や、人的・金銭的負担についても充分検討しておく必要があることは、台湾におけるリエンシー制度の利用を検討する際にも、また一般論として妥当することになります(もともと、公平法 34 条によれば、台湾におけるカルテル行為に係る刑事罰は、主管機関により付与された期限内に行為者が当該行為の停止・是正を行わない若しくは必要な是正措置を講じない場合、又は一旦停止した後再び同じ違反行為を行なった場合にはじめて科されることになるため、自ら違反行為を停止してリエンシーの申請を行うケースにおいては、事実上、上記公平法 34 条の規定する構成要件に該当するとして台湾での刑事責任が問われることは少ないものと考えられます。)

(試用期間終了時の結果通知義務)

労働法第 29.2 条では、試用期間中の業務が(労使当事者の間で)合意した基準を満たさない場合には、各当事者が「事前通告なしに」試用契約を取消す権利を有すると規定されておりますが、本政令では、新たに試用期間終了時の結果通知義務が規定されております。6 営業日未満の試用期間の場合には終了時に、それ以外の試用期間については終了の 3 日前までに、通知を行うことが義務付けられています(本政令第 7 条)。違反には罰則も設けられています(政令 88/2015/ND-CP による改正後の政令 95/2013/ND-CP 第 6.1 条(b))。

(労働契約締結権限の委任)

本政令では、法的代表者が労働契約の締結を他の者に委任できることも明確化されました(本政令第 3.1 条)。ただし、当該委任は「当局所定の書式により」行わなければならないとされておりますので、委任を行う場合には当局の書式に従っておく必要がございます。ただし、本稿執筆時点では、一般企業用の書式はまだ公表されておられません。

2. 通達 23/2015/TT-BLDTBXH

本通達は政令 05/2015/ND-CP の下位の細則となり、賃金に関する詳細な指針を定めていますが、実務上、以下のような問題点が指摘されています。

本通達第 6.1 条(a)では、各月の「実際の賃金」と「実際の労働時間」をベースに 1 時間当りの単価賃金を割り出した上で時間外労働賃金を計算することとされています。各月ごとに会社の営業日数が異なり、従業員ごとに休暇取得の日数も異なることから、毎月従業員ごとの個別計算が必要となり、事務が極めて煩雑になります。この点は、本通達で新たに定められたものではなく、従来からこのような定めはあったのですが、多くの外資系企業では上記のような対応が現実的ではないことから、毎月固定の 1 時間当りの単価賃金を適用する方法で対応している場合も多いのではないかと推察されます。

また、通達第 5.1 条では、就労した月内に賃金を支払わなければならないとされておりますが、上記の時間外労働賃金の計算の仕組みも考えるとおよそ実現不可能です。さらに、本通達は、今年 6 月 23 日に公布されましたが、上記政令 05/2015/ND-CP の施行日である 3 月 1 日に遡って適用されると規定されています(本通達第 9.2 条)。時間外労働の計算を遡ってやり直すのは実務に混乱を生じさせる不合理な要請と言えます。

3. その他の近時の実務上の動向について

労働法上の、時間外労働に関する年間 200 時間の上限規制については、以前から各国商工会等を通じて改正の申し入れが行われているものの、改正への動きには至っていないところですが、むしろ規制をより積極的に執行する最近の動きが見られ、上限規制違反に対する罰金を科せられる企業が複数報告されています。ホーチミン市の HEPZA では、罰則としての業務停止処分の適用もあり得る旨を示唆するレターを発出するなどの動きがあり、今後の動向に留意が必要です。

また、2016 年 1 月 1 日からは、新しい社会保険法が施行される予定であり、社会保険料の算定の基礎となる賃金の対象が拡大され、企業の負担が増加することなどが見込まれております。現場の混乱を防ぐべく、事前に対応を検討しておかれることをお勧めします。

さらに、労働組合費の支払義務についても新たに罰則が規定されました(政令第 88/2015/ND-CP による改正後の政令 95/2013/ND-CP 第 24c 条)。特に、社内労働組合が設立されていない会社についても法定の支払義務がございますので、念のためご確認を頂くことをお勧め致しております。



おおや かずひで
大矢 和秀

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士

k_ohya@jurists.co.jp

2004年弁護士登録。2013年ベトナム外国弁護士登録。2014年1月から、ホーチミン日本商工会労働雇用委員会委員を努める。ベトナムにおける労働法務を含めた一般企業法務、不動産、ファイナンス、M&A など幅広い案件に携わる。

監修：小口光(ハノイ事務所/ホーチミン事務所代表)

コラム ～シンガポール新会社法(連載第4回)～ 株式①

改正会社法では、株式に関する事項の改正点も多く含まれておりますが、とりわけ、非公開会社¹における株主名簿に関する改正が、株式譲渡取引の効力に影響を及ぼすため、実務上重要な改正であると位置付けられています。具体的には、第2フェーズ²で施行される改正会社法では、非公開会社に限り、ACRAにおいて電子的に登録される株主名簿(以下「電子株主名簿」という。)が正式な株主名簿とされ、かつ電子株主名簿における株主名義の書換えが完了した時点で、株主変更の効力が発生することになりました。今回から複数回にわたり株式に関する事項の解説を予定しておりますが、まず、この株主名簿に関する改正が非公開会社の株式譲渡取引実務に与える影響について解説します。

1. 現在の非公開会社の株式譲渡取引実務について

第2フェーズの改正会社法が施行されるまでの非公開会社の株式譲渡の一般的な流れは以下のとおりになります。

- ① DD及び契約交渉を経て、売主及び株主間で株式譲渡契約を締結
- ② 対象会社取締役会による株式譲渡の承認
- ③ クロージング日に、株式譲渡契約書とは別に、両当事者間で株式譲渡証書(Share Transfer Instrument)に署名した上で、印紙税(Stamp Duty)³を支払い、印紙税の支払証明書付き株式譲渡証書を対象会社の会社秘書役に交付。なお、現行法では売主及び買主が株式譲渡証書に調印した時点で、当事者間での株式譲渡の効力が発生すると解されています。買主に対する株券の交付は、株式譲渡の効力発生要件ではありません。株券は、株主として権利を有することの疎明証拠(prima facie evidence)であるとされています。そのため、売主が保有する株券は、その株券を消却するために、対象会社の会社秘書役に引き渡されます。
- ④ 対象会社の会社秘書役による株主名簿の書換え。なお、③と④の手続は、通常、1日で完了します。株主名簿の書換えにより、買主は会社に対して株式譲渡の効力を対抗することができます。
- ⑤ 譲渡日から1か月日以内に買主に対して新たな株券を発行

2. 改正会社法が与える影響について

まず、第2フェーズから施行される改正会社法では、現行会社法とは異なり、非公開会社の株式譲渡は、ACRAの電子株主名簿の名義書換が行われた時点で効力が発生するとされています。理論的には、株式譲渡証書を締結しても、会社秘書役による電子株主名簿の名義書換申請手続及び当該申請を踏まえた電子株主名簿のシステム上の名義書換が速やかに行われなければ、株式譲渡の効力発生が遅れることとなりますので、ACRAのシステム運用を含め、改正会社法施行後の株式譲渡取引運用には留意する必要があります。

次に、第 2 フェーズ以降の改正会社法では、ACRA が管理する電子株主名簿には過去の株主の変遷も記録される予定です。事業を長期にわたり行っている非公開会社では、株主名簿やその他の会社の書類が正しく保管されておらず、株主の変遷の裏付けがとれない事案も数多く見受けられていましたが、今回の改正で、株主名簿が ACRA において管理されることにより、非公開会社の株主の変遷の調査が容易になるという点において、株式譲渡の実行がより円滑に行われると期待されています。但し、ACRA の電子株主名簿に記載された者が株主であると推定されるわけではありません。そのため、売主が電子株主名簿に株主として記載されているものの、第三者が株券を保有している場合等には、売主が真の株主であるかどうかを慎重に調査する必要があります。もっとも、株券も保有せず、電子株主名簿にも株主として記録されていない者が自己が株主であることを主張・立証することは実務上難しいため、非公開会社の株式譲渡取引の法的安定性は高まったと評価されています。

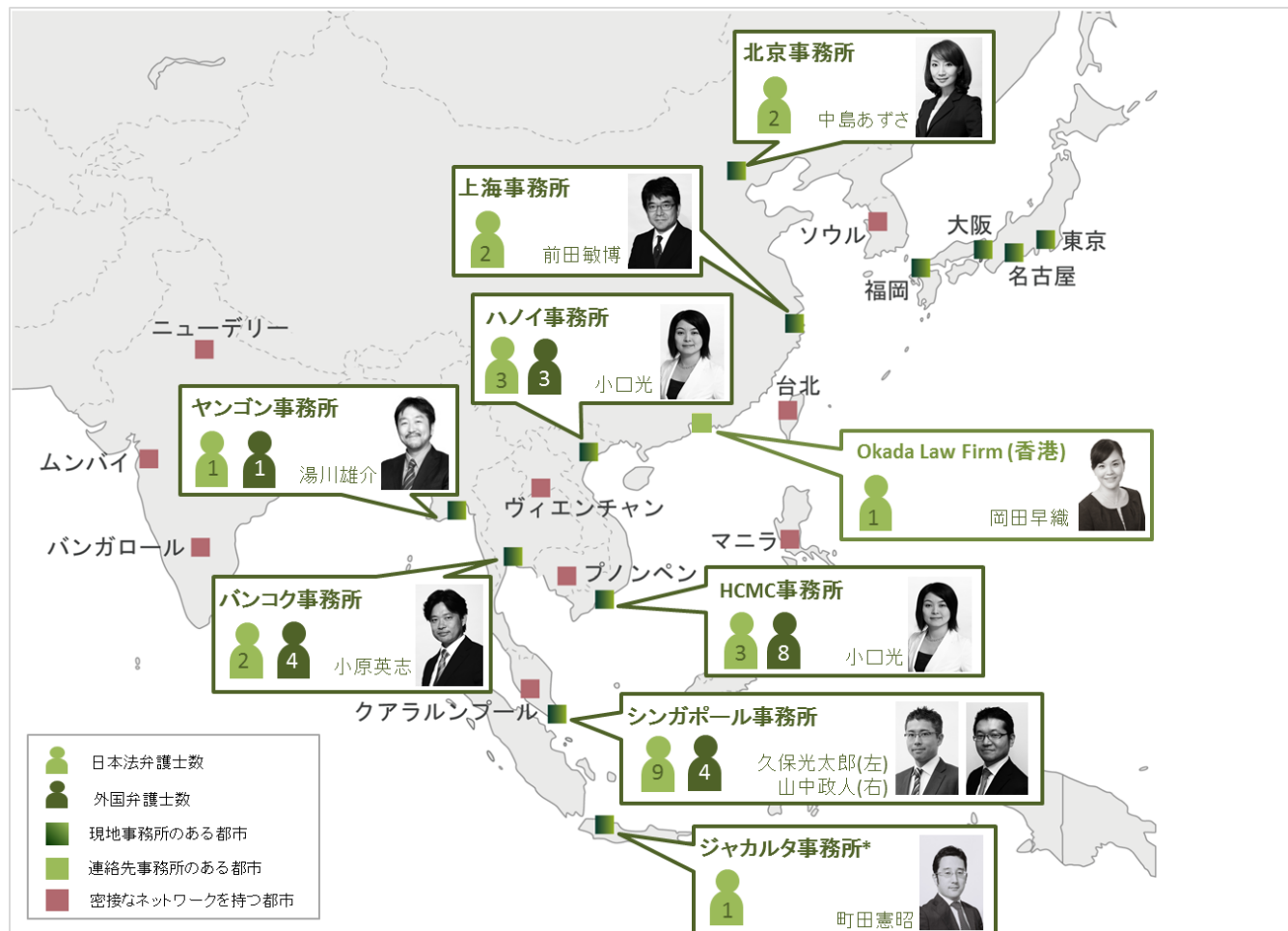
最後に、改正会社法では、買主に対する株券の発行は、譲渡日から1か月以内ではなく、ACRA に対して電子株主名簿の名義書換申請をした日から 30 日以内に行わなければならないと規定されています。

- 1 定款で株式譲渡制限が付され、かつ株主数が 50 名以下の会社をいいます。
- 2 改正会社法は 2 段階に分けて施行され、第 1 フェーズの施行日は 2015 年 7 月 1 日、第 2 フェーズの施行日は 2016 年第 1 四半期中とされていますが、具体的な施行日はまだ公表されていません。
- 3 シンガポール国内で株式譲渡証書が締結された場合、印紙税法上は、締結日から 14 日以内に印紙税を支払えば足りませんが、印紙税の支払期限まで余裕がある場合であっても、会社秘書役から、印紙税の支払証明書付きの株式譲渡証書でなければ名義書換を行わないと指摘されるのが一般的です。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士
[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



<p>バンコク事務所 Tel: +66-2-168-8228 E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com</p>	<p>北京事務所 Tel: +86-10-8588-8600 E-mail: info@juristsoverseas.cn</p>	<p>上海事務所 Tel: +86-21-6171-3748 E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn</p>
<p>小原英志(代表)、下向智子 ジラボン・スリワット、アティターンポー ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオー ムアピンヤ、サーンティカセム</p>	<p>中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)</p>	<p>前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)</p>
<p>ハノイ事務所 Tel: +84-4-3946-0870 E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com</p>	<p>ホーチミン事務所 Tel: +84-8-3821-4432 E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com</p>	<p>ジャカルタ事務所* <small>*提携事務所</small> Tel: +62-21-2933-3617 E-mail: info_jakarta@juristsoverseas.com</p>
<p>小口光(代表)、武藤司郎 廣澤太郎、グエン・ティ・タン・フォン ブイ・ヴァン・クワン、グエン・トウアン・アン</p>	<p>小口光(代表)、大矢和秀、平松哲 ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン マリア・グレンダ・ラミレス、レ・ティ・タン・マイ</p>	<p>町田憲昭</p>
<p>シンガポール事務所 Tel: +65-6922-7670 E-mail: singapore@juristsoverseas.com</p>	<p>ヤンゴン事務所 Tel: +95-(0)1-382632 E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com</p>	<p>Okada Law Firm (香港) Tel: 080-9042-4590 E-mail: s_okada@jurists.co.jp</p>
<p>久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表) 佐藤正孝、宇野伸太郎、煎田勇二、桜田雄紀 眞榮城大介、吉本智郎、早川皓太郎、イカング・ダーヤント シャロン・リム、ディーバク・シンマー、メリッサ・タン・スー・イン</p>	<p>湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェン</p>	<p>岡田早織(代表)</p>

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。